

◆日常生活用具 一覧◆

区分	種目	性能・仕様等	基準額	対象者・条件等	耐用年数
介護・訓練支援用具	特殊寝台	腕、脚等の訓練のできる器具を付帯し、原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの	154,000 円	下肢又は体幹機能障害 2 級以上の身体障害者及び常時介護を要する難病患者で原則として満 18 歳以上の者	8
	特殊マット	身体障害児・者、難病患者用：褥瘡の防止又は失禁等による汚染又は損耗を防止できる機能を有するもの 知的障害児・者用：失禁等による汚染又は損耗を防止するためマット(寝具)にビニール等の加工をしたもの	19,600 円	重度又は最重度の知的障害者、下肢又は体幹機能障害 2 級以上(常時介護を要するものに限る。)の身体障害者及び寝たきりの状態にある難病患者で、それぞれ原則として 3 歳以上の者	5
	特殊尿器	尿が自動的に吸引されるもので、障害児・者又は介護者が容易に使用し得るもの	67,000 円	下肢又は体幹機能障害 1 級(常時介護を要する者に限る。)の身体障害者及び自力で排尿できない難病患者で原則として学齢児以上の者	5
	入浴担架	障害児・者を担架に乗せたままリフト装置により入浴させるもの	82,400 円	下肢又は体幹機能障害 2 級以上(入浴に当たって、家族等他人の介助を要する者に限る。)で原則として 3 歳以上の者	5
	体位変換器	介助者が障害児・者の体位を変換させるに当たって容易に使用し得るもの	15,000 円	下肢又は体幹機能障害 2 級以上(下着交換等に当たって、家族等他人の介助を要するものに限る。)の身体障害者及び寝たきりの状態にある難病患者で原則として学齢児以上の者	5

	移動用リフト	介護者が障害児・者を移動させるに当たって容易に使用し得るもの。ただし、天井走行型その他住宅改修を伴うものを除く。	159,000 円	下肢又は体幹機能障害 2 級以上の身体障害者及び同程度の障害を有する難病患者で原則として 3 歳以上の者	4
	訓練いす(児童のみ)	原則として付属のテーブルをつけるものとする。	33,100 円	下肢又は体幹機能障害 2 級以上で原則として 3 歳以上の身体障害児	5
	訓練用ベッド(児童・難病患者のみ)	腕又は脚の訓練ができる器具を備えたもの	159,200 円	下肢又は体幹機能障害 2 級以上で原則として学齢児以上の身体障害児及び下肢又は体幹機能に障害のある難病患者	8
自立生活支援用具	入浴補助用具	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、障害児・者又は介助者が容易に使用し得るもの。ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。	90,000 円	下肢又は体幹機能障害を有する身体障害者及び難病患者であって、入浴に介助を要する者で原則として 3 歳以上の者	8
	便器(手すりを含む。)	障害児・者が容易に使用し得るもの。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。	4,450 円 (手すりを含める場合は 5,400 円追加)	下肢又は体幹機能障害 2 級以上の身体障害者及び常時介護を要する難病患者で原則として 3 歳以上の者	8
	歩行補助杖(T 字状又は棒状の一本杖)	障害児・者が容易かつ安全に使用し得るもの 軽金属(塗装無し)	3,860 円 3,150 円 (夜光材付は 430 円追加、全面夜光材付は 1,260 円追加、白色又は黄色ラッカー塗装は 273 円追加)	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能障害で原則として学齢児以上の者	3

移動・移乗支援用具	<p>おおむね次のような性能を有する手すり、スロープ等であること。</p> <p>ア 障害児・者の身体機能の状態を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの</p> <p>イ 転倒予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具とする。ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。</p>	60,000 円	<p>平衡機能又は下肢若しくは体幹機能に障害を有する身体障害者及び肢体が不自由な難病患者で、家庭内の移動等において介助を必要とするもので原則として3歳以上の者</p>	8
頭部保護帽	<p>転倒の際に頭部を保護できる性能を有するもの</p>	12,160 円	<p>児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障害児・者と判定され、障害の程度が重度又は最重度である者であって、てんかんの発生等により頻繁に転倒する者又は平衡、下肢若しくは体幹機能障害児・者</p>	3
特殊便器	<p>足踏ペダルにて温水温風を出し得るもので障害児・者及び介護者が容易に使用し得るもの。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。</p>	151,200 円	<p>上肢障害2級以上の身体障害、重度又は最重度の知的障害及び上肢機能に障害のある難病患者で訓練を行っても自ら排便後の処理が困難な者でそれぞれ学齢児以上の者</p>	8
火災警報器	<p>室内の火災を煙又は熱により感知し、音又は光を発し、屋外にも警報ブザーで知らせ得るもの</p>	15,500 円	<p>身体障害の等級が2級以上の者又は重度の知的障害の者で、いずれも火災発生の感知及び避難が著しく困難な障害児・者のみの世帯又はこれに準ずる世帯に属する者(1世帯に2台を限度とする。)</p>	8

	自動消火器	室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消火液を噴射し、初期火災を消火し得るもの	28,700 円	身体障害の等級が 2 級以上の者又は重度の知的障害の者若しくは難病患者で、いずれも火災発生の感知及び避難が著しく困難な障害児・者のみの世帯又はこれに準ずる世帯に属する者	8
	電磁調理器	障害者が容易に使用し得るもの	41,000 円	18 歳以上の視覚障害 2 級以上の者で、盲人のみの世帯又はこれに準ずる世帯に属する者及び重度又は最重度の知的障害であって 18 歳以上の者	6
	歩行時間延長信号機用小型送信機	障害児・者が容易に使用し得るもの	7,000 円	視覚障害 2 級以上で原則として学齢児以上の者	10
	聴覚障害者用屋内信号装置	音、声音等を視覚、触覚等により知覚できるもの(サウンドマスター、聴覚障害者用目覚時計、聴覚障害者用屋内信号灯を含む。)	87,400 円	聴覚障害 2 級以上で聴覚障害を有する者のみの世帯又はこれに準ずる世帯に属する者で日常生活上必要と認められる原則として学齢児以上の者	10
在宅療養等支援用具	透析液加温器	透析液を加温し、一定温度に保つもの	51,500 円	腎臓機能障害 3 級以上で自己連続携行式腹膜灌流法 (CAPD) による透析療法を行う者で原則として 3 歳以上の者	5
	ネブライザー(吸入器)	障害児・者又は介護者が容易に使用し得るもの	36,000 円	呼吸器機能障害 3 級以上の者又は同程度の障害を有する身体障害者及び難病患者で、給付が必要である旨の医師の意見書等がある者	5
	電気式たん吸引器	障害児・者又は介護者が容易に使用し得るもの	56,400 円	呼吸器機能障害 3 級以上の者又は同程度の障害を有する障害者及び難病患者で、給付が必要である旨の医師の意見書等がある者	5
	酸素ボンベ運搬車	障害児・者が容易に使用し得るもの	17,000 円	医療保険における在宅酸素療法を行う者	10

	盲人用体温計(音声式)	障害児・者が容易に使用し得るもの	9,000 円	視覚障害 2 級以上で盲人のみの世帯又はこれに準ずる世帯に属し、原則として学齢児以上の者	5	
	盲人用体重計	障害児・者が容易に使用し得るもの	18,000 円	視覚障害 2 級以上で盲人のみの世帯又はこれに準ずる世帯に属し、原則として学齢児以上の者	5	
	盲人用血圧計	障害児・者が容易に使用し得るもの	15,000 円	視覚障害 2 級以上で盲人のみの世帯又はこれに準ずる世帯に属し、原則として学齢児以上の者	5	
	動脈血中酸素飽和度測定器 (パルスオキシメーター)	呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可能な機能を有し、難病患者が容易に使用し得るもの	157,500 円	人工呼吸器の装着が必要な難病患者	5	
情報意思疎通支援用具	携帯用会話補助装置	携帯式で、ことばを音声又は文章に変換する機能を有し、障害児・者が容易に使用し得るもの	98,800 円	音声・言語機能障害児・者又は肢体不自由児・者であって、発声・発語に著しい障害を有する者で原則として学齢児以上の者	5	
	情報・通信支援用具(パーソナルコンピュータ周辺機器及びアプリケーションソフト等)	障害児・者向けのパーソナルコンピュータ周辺機器及びアプリケーションソフトで、障害児・者が容易に使用し得るもの	100,000 円	視覚又は上肢機能障害 2 級以上で原則として学齢児以上の者	3	
	点字ディスプレイ	文字等のコンピュータの画面情報を点字等により示すことのできるもの	383,500 円	視覚障害及び聴覚障害の重度重複障害(原則として視覚障害 2 級以上かつ聴覚障害 2 級)の身体障害児・者であって、必要と認められる者(児にあっては、原則として学齢児以上の者)	6	
	点字器 (点筆含む。)	標準	32 マス 18 行、両面書	10,800 円	視覚障害児・者で点字器を必要とする者	7
		携帯用	32 マス 4 行、片面書	7,500 円		5

	点字タイプライター	障害児・者が容易に使用し得るもの	63,100 円	視覚障害 2 級以上で、原則として就学若しくは就労しているか又は就労が見込まれる者	5
	視覚障害者用ポータブルレコーダー	音声等により操作ボタンが知覚又は認識でき、かつ、DAISY 方式による録音及び当該方式により記録された図書の再生が可能な製品であって、視覚障害児・者が容易に使用し得るもの	(録音再生機) 89,800 円 (再生専用機) 36,750 円	視覚障害 2 級以上で原則として学齢児以上の者	6
	視覚障害者用活字文書読上げ装置	文字情報と同一紙面上に記載された当該文字情報を暗号化した情報を読み取り、音声信号に変換して出力する機能を有するもので、障害児・者が容易に使用し得るもの	115,000 円	視覚障害 2 級以上で原則として学齢児以上の者	6
	視覚障害者用拡大読書器	画像入力装置を読みたいもの(印刷物等)の上に置くことで、簡単に拡大された画像(文字等)をモニターに映し出せるもの	198,000 円	視覚障害児・者であって、本装置により文字等を読むことが可能になる者で原則として学齢児以上の者	8
	盲人用時計	触読式	10,300 円	視覚障害 2 級以上で原則として学齢児以上の者(音声時計は、手指の触覚に障害がある等のため触読式時計の使用が困難な者を原則とする。)	10
		音声式	13,300 円		
	聴覚障害者用通信装置	一般の電話に接続することができ、音声の代わりに、文字等により通信が可能な機器であり、障害児・者が容易に使用できるもの	20,000 円	聴覚障害児・者又は発声・発語に著しい障害を有する者であって、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められる者	5

	聴覚障害者用情報受信装置		字幕及び手話通訳付きの聴覚障害児・者用番組並びにテレビ番組に字幕及び手話通訳の映像を合成したものを画面に出力する機能を有し、かつ、災害時の聴覚障害児・者向け緊急信号を受信するもので、障害児・者が容易に使用し得るもの	88,900 円	聴覚障害であって、本装置によりテレビの視聴が可能になる者	6
	人工咽頭	笛式	呼気によりゴムなどの膜を振動させ、ビニール等の管を通じて音源を口腔内に導き構音化させるもの	5,000 円 気管カニューレ付きは 3,100 円追加	咽頭を摘出した者	4
		電動式	顎下部等にあてた電動板を駆動させ経皮的に音源を口腔内に導き構音化するもの(電池、充電器を含む。)	70,000 円		5
		埋込型 用人工鼻 (HME カセット・ベースプレート)	障害者が容易に使用し得るもの	23,100 円 (1 月分)		
点字図書		点字により作成された図書	点字図書価格から一般図書の購入価格相当額を控除した額	主に、情報の入手を点字によっている視覚障害児・者とし、年間6タイトル又は24巻を限度とする。(ただし、辞書等一括して購入しなければならないものを除く。)	—	
排泄管理支援用具	蓄便袋	皮膚保護材や袋を身体に密着させるものを含む。	8,600 円 (1 月分)	直腸機能障害	—	
	蓄尿袋		11,300 円 (1 月分)	膀胱機能障害	—	

	紙おむつ等	<p>次の3点のいずれかに該当する者</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 紙おむつ 2 サラシ・ガーゼ・脱脂綿 3 洗腸用具 	12,000 円 (1 月分)	<p>3 歳以上であって、次の 3 点のいずれかに該当するもの</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 直腸又は膀胱機能障害児・者で、ストーマの著しい変形若しくはストーマ周辺の著しい皮膚のびらんのためストーマ用装具の使用が困難な者 2 直腸又は膀胱機能障害児・者で、先天性疾患(先天性鎖肛を除く。)に起因する神経障害による高度の排尿機能障害又は高度の排便機能障害のある者及び先天性鎖肛に対する肛門形成術に起因する排便機能障害のある者 3 脳性麻痺等脳原性運動機能障害(概ね 3 歳未満の乳幼児期に発現した非進行性脳病変によってもたらされたものに限る。)により、排尿又は排便の意思表示及び排泄行為そのものが困難な者(「脳原性運動機能障害」の身体障害者手帳を所持する場合又は「肢体不自由」の身体障害者手帳を所持する者で脳性麻痺等が明らかであり、かつ、全身性の障害であることが確認できる場合に限る。) 	
--	-------	--	--------------------	---	--

	収尿器	(男性用・普通型)	採尿器と蓄尿袋で構成し、尿の逆流防止装置をつけるものとする。	7,700 円	高度の排尿機能障害	1
		(男性用・簡易型)	ラテックス製又はゴム製のもの	5,700 円		
		(女性用・普通型)	耐久性ゴム製採尿袋を有するもの	8,500 円		
		(女性用・簡易型、採尿袋 20 枚を 1 組とする。)	ポリエチレン製の採尿袋導尿ゴム管付	5,900 円		
住宅改修費	居宅生活動作補助用具	<p>障害児・者の住居における移動等を円滑にする用具で設置に小規模な住宅改修を伴うものとする。なお、給付対象の範囲は次のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 手すりの取り付け 2 段差の解消 3 滑り防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更 4 引き戸等への扉の取り替え 5 洋式便器等への便器の取り替え 6 その他前各号の住宅改修に付帯して必要となる住宅改修 	200,000 円	<p>下肢、体幹機能障害又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害(移動機能障害に限る。)を有する学齢児以上の身体障害児又は身体障害者であって障害程度等級 3 級以上の者(特殊便器への取替えをする場合は、上肢障害 2 級以上の者)。下肢又は体幹機能に障害のある難病患者。なお、住宅改修費の給付は 1 住宅に付き原則 1 回とする。</p>	—	